

優秀賞

テーマ3…多様性を認め合う社会をめざして
「そのぬくもり感じて」

広島県・盈進高等学校2年 川原愛梨

「ちよつとでも自分の足で歩けるようになるのかな」。脳性小児まひで、生まれつき手足が不自由だった鈴木由美さんは、そう期待して病院に向かった。術後に意識を取り戻すと、手足は不自由なままで、腹部に手術痕があった。それは子宮摘出の不妊手術だった。

「優生上の見地から不良な子孫を防止する」。最高裁は七月、これを目的として1948年に制定された旧優生保護法が違憲だと断罪した。鈴木さんのような被害者は約2万5000人。鈴木さんは判決後、「これを第一歩に私たちが当たり前に暮らせる社会を一步ずつ、原告や弁護団と一緒に歩んでいきたい」と語った。

しかし、この訴訟を取り上げたニュースに対するインターネットの「コメント欄は、「手術は当然だ」などの中傷であふれかえっていた。私は、不妊手術の強制も、ネットの中傷も許せない」と思った。だけど…

今、出生前診断の希望者が増加し、陽性の場合、約90%の人が中絶を選んでいるというデータもある。障がいのある人やその家族が生きづらい社会であることは間違いない。でもやはり、命の選別だと私は思う。じゃあ私は、それを「受けない」ときっぱり言えるか。自問自答し、そう言い切れない自分に気づく。そして、優生思想は、誰の心の中にも私にもあるのではないかとじつと自分を見つめる。

私は5年間、岡山県の（ハンセン病）療養所長島愛生園に通い、入所者と交流している。私は、その中の一人の中尾伸治さん（90歳）を敬愛し、彼の生きざまに多くを学んでいる。中尾さんのお顔も手も病気の後遺症で変形している。でも私は、彼のすべてが大好きだ。

ハンセン病はかつて「らい」と呼ばれ、蔑まれた。慢性の感染症で、手足や顔に障がいが見えることから、忌み嫌われてきた歴史がある。

現在の日本では、完全に克服されている。「らい予防法」という絶対隔離法（1996年廃止）が社会の差別を作出した。それによって、家族も地域社会から排除され、死んで骨になっても古里や家族のもとに帰られないという現実が今も続いている。

中尾さんは14歳で愛生園に入所した。病気が治ると、農作業の繁忙期などは、二人兄弟の兄を手伝いに、郷里へ一時帰省した。兄は病気が治ったことをよろこび、中尾さんを歓迎した。しかしある日、兄が中尾さんに「もう帰ってきてくれるな」と告げた。兄には結婚が控えていた。兄に守るべき家族ができると、中尾さんの存在を隠さなければならなかったのだ。私はたまらなく悲しくなった。中尾さんはとても辛かっただろうと。

しかし中尾さんはこう語った。「それを言わなきゃならなかった兄は辛かっただろうなあ。私の存在を隠し通す家族との生活は苦しかっただろうなあ」と。私は、家族を引き裂く差別の現実を突きつけられたと同時に、厳しい差別を生き抜いてきた中尾伸治さんという一人の人間の、自分から相手を思いやるその姿に、人としての本当のやさしさを学んだ。そして、私も中尾さんのような穏やかでやさしい人になりたいと心から思った。

私は先日、仲間と中尾さんの90歳の誕生日会を開いた。その時、中尾さんがこう語った。「旧優生保護法は、ハンセン病にも適用されたから私も断種されたんや。だから、私たちにも子どもがいない。私たちの存在を語り継ぐ人がいないんやね。私はそれがいちばんさびしい。だから、頼むわね。私たちのこと、そしてこの歴史を伝えてほしいんや」。その顔は少し険しかったが、その後、ぱつと笑顔になってこう続けた。「九十歳は『卒寿』ともいうやろ。だからな、これまでの人生は一旦、卒業。また一から人生を始めるつもりで生きるんや。そしたら人生もつと楽しいやろ！」

中尾さんの手を握った。ぬくもりがじんわり伝わってきた。そして誓った。「私は命の選別はしない。病気、障がいの有無に関わらず、私が『共に生きる』社会を作る人になる」。